

令和4年10月18日開会

令和4年10月18日閉会

第765回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第765回湯川村農業委員会会議録

第765回湯川村農業委員会定例総会を令和4年10月18日湯川村役場会議室に召集した。

1. 出席農業委員（7人）・出席推進委員（5人）

1番	鈴木光雄	2番	小沼幸子
4番	星正大	5番	鴻巣重人
6番	佐藤敬一	7番	兼子房男
8番	津村榮喜	9番	渡部正美
12番	山口栄子	13番	武藤喜久子
14番	中島和裕	15番	大場忠重

2. 欠席農業委員（1人）・欠席推進委員（2人）

3番	齋藤真助	10番	兼子力
11番	佐藤孝志		

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 石田弘恵

4. 本日の会議の案件

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

5. 会議の概要

（午前9時開会）

議長 皆さん、おはようございます。稲刈りも終盤を迎えておりますが、昨日事務局と農地パトロールを行いました。天のつぶは問題ありませんが、コシヒカリは倒伏しており5人ぐらいで手狩りしていたところもありました。直線でも刈れないところが出ております。また倒伏すると、くず米も多くなりますし、今は副産物にもなりません。今年倒伏しなかった方にお聞きしたら9俵半採れたそうです。今までは鶏糞を入れていたが今年は止めたので倒伏しなかったようです。ちょっとした事で倒伏を免れる場合もありますので、収益にも影響が出ますので知恵を絞って米づくりに取り組んで頂きたいと思っております。

宮城県では、コンバインによる死亡事故の報道もありましたので十分気を付けて頂きたいと思っております。

本日の出席状況でございますが、農業委員については、3番委員から欠席の報

告を受けております。農地利用最適化推進委員については、10 番委員、11 番委員から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 7 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第 765 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定についてをお諮りいたします。

2 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今 2 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議 長 日程第 2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということですので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に 2 番委員と 4 番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第 3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第 4、議案第 17 号、農用地利用集積計画の決定（利用権設定）について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、2 ページをお開きください。議案第 17 号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議案書 2 ページにより朗読。今回の案件は、再設定が 1 件であります。詳細については、3 ページにより内容を朗読。今回の案件は、以前草が繁茂し遊休化の恐れのある農地でありまして、1 番委員が 5 年間の利用権設定を行い解消に努めていただいた農地でありまして今回再設定であります。借賃につきましては、農業委員会の平均賃借料情報よりお安くなっておりますが、採算が合うようになったら借賃も検討していくとのことあります。最後に農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考える旨を述べた。

議 長 議案第 17 号につきましては、わたくしが借受人となっている事案でありますので、農業委員会法第 31 条「議事参与の制限」にあたりますので、議長を職務代理者をお願いいたしまして退席いたします。

(議長交代)

職務代理 それでは、議長を交代して進めさせていただきます。

職務代理 これより議案第 17 号に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

職務代理 これより議案第 17 号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

職務代理 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

14 番委員 議案第 17 号の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

職務代理 これより議案第 17 号を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理 ご異議なしと認めます。これより議案第 17 号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

職務代理 議案第 17 号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

職務代理 1 番委員の入室を許可します。議長を交代いたします。

(議長交代)

議 長 日程第 4、議案第 18 号、農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 5 ページを朗読した。今回の案件につきましては 1 件です。6 ページをお開きください。整理番号 1 番です。所有権の移転をする者は、■■■■集落の■■■■さんです。所有権の移転を受ける者は、■■■■■■■■■■です。所有権を移転する土地は、大字■■■■■■■■■■他 2 筆ございまして合計面積は 8,566 m²です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和 4 年 10 月 20 日、対価は■■■■■■■■■■円です。10 アールに換算しますと■■■■■■■■■■円となります。対価の支払い方法は、一括で口座振込となります。対価の支払い期限、引き渡しの時期は、いずれも令和 4 年 12 月 28 日となっております。なお、中間管理事業に係る手数料として 1 パーセントの■■■■■■■■■■円が対価から差し引かれて振り込まれることとなります。場所につきましては、9 及び 10 ページに掲載してございまして、赤色で塗られている部分が今回公社に売り渡される農地です。価格は、9 月 26 日に農地利用調整会議を開催し、担当地区委員 4 番委員、5 番委員の立ち合いの元、譲渡人及び福島県振興公社職員 1 名、購入を希望されている方にお集まりいただき、協議決定した価格でございます。

議案第 18 号の説明は以上です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんか。

(なし、の声)

議 長 質疑が無ければ、質疑を打ち切りたいと思いとます。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、意見を徴します。

14 番委員 議案第 18 号農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実
に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致している
ので、決定したいと思います。

議 長 これより議案第 18 号農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を採
決したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 18 号、農用地利用集積計画の決定に
ついて（所有権移転）を採決いたします。

議 長 議案第 18 号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を原案のと
おり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。
よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 765 回湯川村農業委員会定例
総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 17 号 原案のとおり決定

議案第 18 号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和 4 年 10 月 18 日午前 9 時 4 分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 4 年 12 月 20 日

湯川村農業委員会

会 長

2 番 委 員

4 番 委 員